

# 休日および夜間に おける戸籍届出について

休日および夜間における「戸籍に関する届出」は令和8年1月10日(土)より、受領のみとなります。なお、急を要する場合は電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

○休日とは・・・

土曜日・日曜日・祝祭日の、役場が閉庁している日です。

○夜間とは・・・

開庁日、閉庁日とも午後5時15分から翌日8時30分までです。

○戸籍に関する届出とは・・・

婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、出生届、死亡届などです。

○急を要する場合とは・・・

死亡届など、死体埋火葬許可書や火葬場靈柩車使用許可書等が早急に必要な際は、電話にてご連絡ください。なお、夜間は全ての届出において受領のみです。

「連絡先:町民課戸籍保険係 69-1133」

○その他

ご不明な点などございましたら、上記連絡先までお問合せください。

